

名古屋市場輝荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第62号

名古屋市場輝荘条例の一部を改正する条例

名古屋市場輝荘条例（平成24年名古屋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書を削る。

別表第 1 中

「

300円	240円	1,200円	を
------	------	--------	---

」

「

450円	360円	1,800円	に改める。
------	------	--------	-------

」

別表第 2 中

「

400円	400円	800円	500円	900円	1,300円
			3,000円		

を

」

「

600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
			4,500円		

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正前の名古屋市揚輝荘条例別表第 1 の観覧券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。